

補助概要

- 補助対象者：①県内に既に立地している製造業者であって、当該事業所設立後10年以上経過した企業であること。
②補助対象事業を実施することにより、本県での操業継続が認められること。
- 補助限度額：1億円
- 補助率：10%
- 対象経費：償却資産のうち「機械及び装置」の取得額（令和8年1月1日から令和8年12月31日までの間に取得する資産で、令和9年度に償却資産申告を行うものに限る。）
- 交付要件：次の要件(1)～(2)を全て満たす者
 - (1)償却資産のうち「機械及び装置」の取得額の合計が1億円以上であること。
 - (2)次のいずれかを満たすこと。
 - ア 事業を実施した箇所、ライン等における生産性が生産量ベースで20%以上向上すること。
 - イ 事業を実施した箇所、ライン等において、新たな製品を従来品の生産量ベースで20%以上生産する能力を備えること。

申請窓口

◆申請に関する受付窓口

申請窓口

岡山県 産業労働部 企業誘致・投資促進課 誘致推進班
(岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県庁8階)
☎：086-226-7374
※相談は随時受け付けております。お気軽にお電話ください。



やっぱり岡山!企業立地ガイド
Okayama Industrial Location Guide



岡山県の魅力
優れた操業環境の「岡山県」をご紹介します
[詳しくはこちら](#)

土地情報(工業団地・民有地)
岡山県内の用地情報です
[詳しくはこちら](#)

オフィス情報
岡山県内のオフィス情報です
[詳しくはこちら](#)

優遇制度/補助金
岡山県の優遇制度/補助金情報です
[詳しくはこちら](#)